

日本自己医療学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本自己医療学会（英名 The Japanese Society for self-care medicine）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自己医療研究の推進、発展及び育成を目指し、これらの技術をもって、人類自らが健康を管理、維持できるように貢献・寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、学術大会、講演会、研究会の開催
2. 機関誌等の刊行
3. 内外の関連学術団体との連絡、協力
4. 研究の奨励及び業績の表彰
5. 自己医療に関する研究及び調査
6. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同するもので、次の号を掲げる。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
2. 法人会員 本会の目的に賛同して入会する団体
3. 賛助会員 本会の目的に賛同して賛助する個人および団体

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、所定の手続きを経なければならない。

(資格)

第7条 会員は、学術大会、研究会などにおいて、研究発表を行い、機関誌に投稿することが出来る。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を失う。

1. 退会したとき
2. 死亡又は失踪したとき
3. 会費を滞納したとき
4. 除名されたとき

(会費)

第9条 会員は、別に定める会費を納入しなければいけない。但し、名誉会員及び特別会員はその範囲に及ばない。

(退会)

第10条 退会を希望する者又は団体は、退会局を事務局に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号を該当するときは、理事会の承認を経て、議会の議決により除名することが出来る。但し、議決前に本人またはその代理人に弁明の機会を与えなければならない。

1. 会員が本会の名誉を汚し、信用を害したとき。
2. 会員としての義務に違反したとき。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 理事 数名以上
3. 監事 1名

(選任)

第13条 理事は、評議員から選任する。理事長、監事は理事の互選により選任する。

(職務)

第14条 理事は学会運営全般を行う。理事長は学会を統括する、監事は会計監査を行う。

(任期等)

第15条 理事、理事長、監事の任期は、3年とする。

第5章 評議員

(設置)

第16条 本会は評議員を数名以上とする。

(選任)

第17条 評議員は、正会員の中から選出する。

(任期)

第 18 条 評議員の任期は 3 年とする。

(職務)

第 19 条 評議員は理事の学会運営を支援する。

第 6 章 会長および副会長

(設置)

第 20 条 会長および副会長をおく

(選任)

第 21 条 会長および副会長は、理事、評議員の中から理事長が任命する

(任期)

第 22 条 任期は 1 年とする

(職務)

第 23 条 会長および副会長は学術大会を開催し、学会運営にあたる

第 7 章 会議

(会議)

第 24 条 本会の会議は、理事会・評議員会・総会とする。

(理事会)

第 25 条 理事会は理事をもって構成し年 1 回開催する。

(評議員会)

第 26 条 評議員会は評議員をもって構成し年 1 回開催する

(総会)

第 27 条 総会は、会員をもって構成し年 1 回開催する。

(議事録)

第 28 条 全ての会議の議事録は、議長が作成し、議長及び議事録署名 2 名が署名して保存する。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 29 条 本会の事務の運営及び発展のために各種委員会を設置する。

第 9 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 本会の資産は、次の資産をもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産

2. 会費
3. 事業にともなう収入
4. 資産から生ずる収入
5. 寄付金品
6. その他の収入

(経費)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算に関する事項は、毎年理事会の承認を得て理事長が作成し、評議員の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。但し、予算が決定するまでに間は、前年度の予算に従う。

(決算)

第34条 本会の事業報告及び収支決算に関する事項は、毎年会計年度終了後に理事会の承認を得て理事長が作成し、財産目録と共に、監事の監査を経て、評議員会及び総会の承認を受けなければならない。

第10章 職員

第35条 本会の事務を処理するために、職員を置くことが出来る。

職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

第11章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第36条 この会則は、理事会及び評議員会において、各々の3分の2以上(委任状を含む)の議決、且つ、総会の承認を受けなければならない。

(解散)

第37条 本会の解散は、理事会、評議員会及び総会において、各々の4分の3以上の議決を経なければならない。

(委任)

第38条 この会則に定める以外に、本会の運営に必要な細則は理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

(附則)

第1条 会費は年会費とし、以下の額を年1回学会におさめるものとする。

正会員：3,000円、法人会員：100,000円、賛助会員：100,000円